

# 北里大学保健衛生専門学院紀要作成基準

平成24年12月18日 制定  
2023年 2月 8日 改正  
2024年 1月24日 改正

北里大学保健衛生専門学院紀要（以下「紀要」という。）は、以下の基準に定めるところにより、作成するものとする。

## 1 紀要の発行等

- (1) 紀要は、毎年1回以上を発行するものとし、学術委員会が作成を担当する。
- (2) 紀要の編集に当たって、学術委員会の下に編集委員会を置くことができる。

## 2 投稿資格

紀要に投稿できる者は、本学院同窓生、在校生、教職員（北里大学健康科学部を含む）、その他学内外から推薦された者とする。

## 3 紀要に掲載する学術領域

紀要に掲載する学術領域は、健康科学及び医学、看護、医用生体工学など医療系の研究・教育に関するものとし、論文の区分は原著 Original Article、総説 Review Article、症例報告 Clinical Report、論説 Letter、短報 Short Communication、活動報告 Activity Report などとする。

## 4 掲載原稿の選考及び決定等

- (1) 学術委員会は、投稿された原稿の査読を行い、掲載予定原稿を選考し、学院長に推薦する。

なお、学術委員会が必要と認めた場合は、原稿の査読を学術委員会委員以外の者に依頼することができる。

- (2) 学院長は、学術委員会から推薦のあった掲載予定原稿を確認し、最終決定する。
- (3) 営利性が認められると判断された論文は、原則として掲載しない。

## 5 著作権等の取扱い

- (1) 投稿された論文の著作権及び版権は、全て本学院に帰属するものとする。
- (2) 掲載された内容について、第三者の著作権を侵害するなどの指摘があった場合は、原稿執筆者がその責任を負うものとする。

## 6 インターネット上での公開

紀要は、本学院ホームページ等に掲載する。

## 7 執筆要領等

投稿原稿の執筆等に当たっての詳細は、別に定める「北里大学保健衛生専門学院紀要執筆等要領」のとおりとする。

## 8 事務局

紀要の作成に関する事務局は、学術委員会とする。

## 9 基準の改廃

この基準の改廃は、学術委員会の議を経て、学院長が承認する。

## 10 附則

- (1) この基準は、平成24年12月18日から施行する。
- (2) この基準の施行に伴い、「北里大学保健衛生専門学院紀要投稿規程」は廃止する。
- (3) この基準は、2023年2月8日から施行する。
- (4) この基準は、2024年1月24日から施行する。